

(別表第1) (要綱第2、第3、第6、第18関係)

事業名	内 容	経費及び補助率	国根拠要綱要領	交付決定前着手の可否	重要な変更
1 農山漁村地域整備交付金 (農地整備事業:農業経営高度化支援事業)	<p>効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、必要な生産基盤及び営農環境の整備と一体的に行うものであって次に掲げる事業</p> <p>1 高度土地利用調整事業 (1) 指導事業 土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため行う普及・指導活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>2 耕作放棄地解消支援事業 (1) 指導事業 土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため行う普及・指導活動 (2) 調査・調整事業 耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>3 農業経営高度化促進事業 (1) 中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 (2) 耕作放棄地解消・集積促進事業 担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援</p> <p>4 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>5 耕作放棄地活用推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p>	<p>事業費の10分の7.75以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては 10分の8.25以内</p>	<p>農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2567号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号)</p>	可	
2 農山漁村地域整備交付金 (農地整備事業:通作条件整備)	既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う事業	事業費の10分の6.4以内	<p>農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2567号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号)</p>	可	
3 農山漁村地域整備交付金 (農業基盤整備促進事業)	<p>地域の実情に応じたきめ細かな農地整備等を行うものであって次に掲げる事業</p> <p>一般型(定率助成)</p> <p>1 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更</p> <p>2 暗渠排水 暗渠の新設又は変更</p> <p>3 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良</p> <p>4 区画整理 農用地の区画形質の変更</p>	<p>事業費の10分の6.4以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては 10分の6.9以内</p>	<p>農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2567号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21</p>	可	

	<p>5 農作業道 農作業道の変更</p> <p>6 農用地の保全 1～5以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</p> <p>7 調査・調整 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動</p>		林整計第 336 号、21 水港第 2724 号)		
4 農山漁村地域整備交付金 (実施計画策定事業)	1 実施計画策定 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域等において、整備対象の実施計画事業に必要な諸条件について、調査、計画及び設計を実施するもの (土地改良法第 15 条第 1 項に基づく土地改良区の事業、法第 85 条第 1 項の規定に基づく県営土地改良事業、法第 95 条第 1 項の規定に基づく農業協同組合等の土地改良事業又は法第 96 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村の行う土地改良事業のための実施計画事業に限る。)	事業費の 10 分の 5 以内	農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号) 経営体育成促進換地等調整事業実施要領 (平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号)	可	
	2 経営体育成促進換地等調整 換地計画を必要とする県営又は団体営の土地改良事業が行われる予定の地区において、経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号農林水産省構造改善局長通知)に基づき、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を実施するもの	事業費の 10 分の 5.5 以内			
5 農山漁村地域整備交付金 (水利施設等整備事業:地域農業水利施設保全型)	団体営事業等で造成された農業水利施設において、劣化状況等の調査に基づき、施設の更新や予防的な保全対策等を行うものであって次に掲げる事業 1 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定 2 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事 3 団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事	事業費の 10 分の 6.4 以内 ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 6.9 以内	農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号)	可	
	4 実施計画策定型 2 に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項についての調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの	事業費の 10 分の 5 以内			
6 農山漁村地域整備交付金 (水利施設等整備事業:農業経営高度化支援事業)	畠地帯における総合的な整備(畠地帯総合整備型)と一体的に行うものであって次に掲げる事業 1 高度土地利用調整事業 (1) 指導事業 土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため行う普及・指導活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 2 中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	事業費の 10 分の 7.75 以内	農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号)	可	
	農業用排水施設の保全・合理化整備を推進し、水利用・水管理の効率化・省力化及び水利施設の安全性向上により農業競争力の強化を図るものであって次に掲げる事業 1 農地集積促進事業	事業費の 10 分の 6.4 以内 ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 6.9 以内	農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付 21 農振第 2567 号)		

設保全合理化事業	<p>(1) 高度土地利用調整事業          ア 指導事業          土地利用調整及び農用地の集積を推進するため行う普及・指導活動          イ 調査・調整事業          関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動          (2) 中心経営体農地集積促進事業          中心経営体への農用地の集積に向けた促進支援          (3) 耕地利用高度化推進事業          営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動等</p>		農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号)		
2 水利用再編促進事業	(1) 水利用調整事業	(1)、(2)、(4)は、事業費の 10 分の 6.4 以内			
	(2) 水利用高度化推進事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等	ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 6.9 以内		
	(3) 施設計画策定事業	(3)、(5)は、定額			
	(4) 管理省力化施設整備事業				
	(5) 機能保全計画策定事業	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備			
		農業用排水施設等の機能診断結果に基づき、当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定			
8 農山漁村地域整備交付金 (地域用水環境整備事業)	<p>1 地域用水環境整備事業          水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する次に掲げる施設の整備          (1) 親水・景観保全施設整備          (2) 生態系保全施設整備          (3) 地域防災施設整備          (4) 渇水対策施設整備          (5) 利用保全整備          (6) 地域用水機能増進施設整備</p> <p>2 歴史的施設保全事業          歴史的土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全管理のために当該工事と一体的に行う必要のある次に掲げる施設の整備          (1) 当該施設に關連する資料の収集・保管庫の整備          (2) 管理道及び駐車場の整備          (3) 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等</p>	事業費の 10 分の 6.4 以内	農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付 21 農振第 2567 号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号)	可	
	3 小水力発電整備	事業費の 10 分の 6.4 以内			
		ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 6.9 以内			
9 農山漁村地域整備交付金 (農村集落基盤再編・整備事業)	過疎地域自律促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域又はこれらに準ずるものとして知事が特に必要と認める地域であって、一体的つながりを有する複数の集落からなり、林野率 50 パーセント以上で、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の 50 パーセント以	事業費の 10 分の 6.9 以内	農山漁村地域整備交付金交付要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号)	可	

	<p>上を占める地域において、農業、農村の活性化を図るため、次に掲げる事業を総合的に実施する事業</p> <p>1 中山間地域総合整備型</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 農業用排水施設整備事業</li> <li>イ 農道整備事業</li> <li>ウ ほ場整備事業</li> <li>エ 農用地開発事業</li> <li>オ 農地防災事業</li> <li>カ 客土事業</li> <li>キ 暗渠排水事業</li> <li>ク 農用地の改良又は保全事業</li> </ul> <p>(2) 農村生活環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 農業集落道整備事業</li> <li>イ 営農飲雜用水施設整備事業</li> <li>ウ 農業集落排水施設整備事業</li> <li>エ 農業集落防災安全施設整備事業</li> <li>オ 用地整備事業</li> <li>カ 活性化施設整備事業</li> <li>キ 集落環境管理施設整備事業</li> <li>ク 交流施設基盤整備事業</li> <li>ケ 情報基盤施設整備事業</li> <li>コ 市民農園等整備事業</li> <li>サ 生態系保全施設等整備事業</li> <li>シ 地域資源利活用施設整備事業</li> <li>ス 施設補強整備事業</li> <li>セ 施設環境整備事業</li> <li>ソ 歴史的・文化的・景観的価値の土地改良施設保全整備事業</li> <li>タ 施設集約整備事業</li> <li>チ 交換分合事業</li> <li>ツ 集落土地基盤整備事業</li> </ul> <p>(3) 保全管理等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高付加価値農業基盤整備事業</li> <li>イ 附帯事業</li> <li>ウ 用地整備事業</li> <li>エ 市民農園等整備事業</li> <li>オ 生態系保全施設整備事業</li> <li>カ 遊水池整備事業</li> <li>キ 土地改良施設の撤去及び跡地整備</li> <li>ク 交換分合事業</li> </ul> <p>(4) 特認事業</p> <p>地方農政局長等が特に必要と認める事業</p>	<p>2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号)</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号)</p>	
2 実施計画策定型	<p>1 の事業の実施に際して行う次に掲げる事業</p> <p>(1) 計画策定事業</p> <p>実施計画を策定する事業</p>	事業費の10分の5以内	
(2) 経営体育成促進換地等調整	<p>換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知)」に基づき、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早</p>	事業費の10分の5.5以内	

	急に進めていくための合意形成を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業				
10 農山漁村地域整備交付金 (農業集落排水事業)	<p>1 農業集落排水資源循環促進計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であって、次の要件に該当するもの</p> <p>(1) 受益戸数がおおむね 20 戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が 2 戸以上であるもの</p> <p>(2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね 1,000 人程度に相当する規模以下であるもの</p> <p>(3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの</p> <p>(4) 汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設であるもの</p> <p>(5) 改築の場合は、個別施設計画（最適整備構想）が策定されているものであって、当該改築に要する費用の額が 200 万円以上かつ、次のいずれかの要件に該当する施設であるもの</p> <p>ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。</p> <p>イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。</p> <p>ウ (4) の太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること。</p> <p>(6) 費用対効果を算出し、すべての効用がすべての費用を償うものであること。</p> <p>2 1 の事業の施行に必要な調査及び計画の策定</p> <p>3 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた個別施設計画（最適整備構想）の策定であって、次に該当するもの</p> <p>(1) 既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。</p> <p>(2) 個別施設計画は、次に掲げる事項を作成するもの</p> <p>ア 施設現況調査（構造物の環境条件、使用状況等）の概要及び結果</p> <p>イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果</p> <p>ウ 劣化原因究明のための構造物の監視</p> <p>エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）</p>	<p>事業費の 10 分の 5 以内</p>	<p>農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号）</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号）</p>	可	
11 農山漁村地域整備交付金 (農地防災事業：農村灾害対策整備)	<p>農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業</p> <p>調査計画事業</p> <p>農業用施設や農村防災施設等の調査及び施設整備の優先度等を定めた農村灾害対策整備計画の策定</p>	<p>事業費の 10 分の 5 以内</p>	<p>農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号）</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号）</p>	可	
12 農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業	<p>事業費の 10 分の 5 以内</p>	<p>農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号）</p>	可	

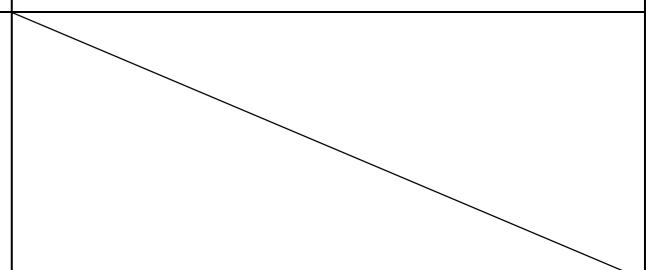
(効果促進事業)			農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号) 農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号)		
13 土地改良施設維持管理適正化事業	<p>土地改良施設の維持管理の適正化を図るために長野県土地改良事業団体連合会が行う次に掲げる事業</p> <p>1 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 整備補修事業 土地改良区体制強化事業等に係る土地改良施設の診断・管理指導等の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修</li> <li>(2) 防災減災機能等強化事業 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備</li> <li>(3) 施設改善対策事業 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善</li> <li>(4) 安全管理施設整備対策事業 農業水利施設への転落防止を図るための安全管理施設の整備補修</li> </ul> <p>2 転作の団地化に対応した土地改良施設の整備改善で1の(23)の事業と一体的に実施するもの</p>	<p>資金造成事業費の 10 分の 5 以内 (工事に係る事業費の 10 分の 3 以内) ただし、(2)の事業にあっては資金造成事業費の 10 分の 4 以内 (工事に係る事業費の 10 分の 2 以内)</p> <p>事業費の 3 分の 2 以内</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱 (昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号) 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱 (昭和 52 年 4 月 20 日 52 構改B第 600 号) 土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 (昭和 52 年 4 月 20 日付 52 構改B第 601 号) 施設改善対策事業実施要領 (昭和 62 年 5 月 20 日付 62 構改B第 500 号) 安全管理施設整備対策事業実施要領 (平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2155 号)</p>	否	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 資金造成額の 30 パーセントを超える額の増減 2 交付金総額の 30 パーセントを超える額の増減</p>
14 国營造成施設管理体制整備促進事業	<p>国營造成施設又はこれと一体不可分な国營附帯県營造成施設を管理する土地改良区等を対象として、市町村が、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備のために行う次の事業</p> <p>1 管理体制整備の推進活動</p> <p>2 管理体制の整備・強化に対する支援</p>	事業費の 10 分の 6 以内	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱 (昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号) 国營造成施設管理体制整備促進事業実施要綱 (昭和 60 年 4 月 26 日付け 60 構改D第 302 号) 国營造成施設管理体制整備促進事業実施要領 (昭和 60 年 4 月 26 日付け 60 構改D第 303 号)</p>	否	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 経費の配分の変更 事業費の各費目の相互間の 30 パーセント (30 パーセントに相当する額が 100 万円以下の場合は 100 万円) を超える経費の額の増減</p> <p>2 事業内容の変更 ア 人員配置の変更 イ 費目の新設、変更又は廃止</p>
14-2 水利施設管理強化事業	<p>国營造成施設及びこれと一体不可分な国營附帯県營造成施設を管理する土地改良区等を対象として、市町村が、水利施設管理強化計画又は流域治水対策を実施する農業水利施設において、流域治水推進計画を策定して実施する取組に対し支援する次の事業</p> <p>1 一般型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多面的機能の発揮に対応した費用</li> <li>イ 治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用</li> <li>ウ その他 (整備補修に要する費用)</li> </ul> <p>2 特別型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 基礎的取組</li> <li>イ 追加的取組</li> </ul>	<p>事業費の 10 分の 6 以内 ただし、2において、ため池を活用した事業にあっては、事業費の 10 分の 7.5 以内</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱 (昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号) 水利施設管理強化事業実施要綱 (令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3534 号) 水利施設管理強化事業実施要領 (令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3535 号) ため池雨水貯留支援事業実施要綱 (令和 5 年 7 月 10 日付け 5 農政第 478 号)</p>	可	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 経費の配分の変更 事業費の各費目の相互間の 30 パーセント (30 パーセントに相当する額が 100 万円以下の場合は 100 万円) を超える経費の額の増減</p> <p>2 事業内容の変更 ア 人員配置の変更 イ 費目の新設、変更又は廃止</p>
15 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業	土地改良施設の管理者 (土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業共同組合、農業共同組合連合会等) が保管するポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」) 廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費並びに塗膜分析調査及びPCB 含有塗膜の処理等に要する経費	事業費の 10 分の 5 以内	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱 (昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号) 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業 (補助) 実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2326 号)</p>	否	

			土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2327 号）		
16 土地改良区機能強化支援事業	<p>土地改良区の機能強化対策に資する次に掲げる事業</p> <p>1 水土里ビジョン策定推進対策事業 土地改良区が「土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）」に基づいて行う水土里ビジョン策定</p> <p>2 統合整備強化対策事業、 土地改良区、市町村又は長野県土地改良事業団体連合会が「土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）」に基づいて行う統合再編整備事業</p> <p>3 施設・財務管理強化対策事業 長野県土地改良事業団体連合会が「土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）」に基づいて行う施設・財務管理強化対策</p> <p>4 受益農地管理強化対策事業 土地改良区、長野県土地改良事業団体連合会が「土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）」に基づいて行う受益農地強化対策</p> <p>5 研修・人材育成事業 長野県土地改良事業団体連合会が「土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）」に基づいて行う研修・人材育成</p>	事業費の 10 分の 10 以内 ただし、国の補助金額を限度とする。	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号）</p> <p>土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号）</p> <p>土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2937 号）</p>	可	<p>次に掲げる事業内容の変更 事業に要する経費の 30 パーセントを超える増減</p>
17 農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業：農業経営高度化支援事業）	<p>農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備と一体的に行うもので次に掲げる事業</p> <p>1 高度土地利用調整事業 (1) 指導事業 土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため行う普及・指導活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>2 中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>4 水田貯留機能向上支援事業 (1) 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため行う普及・指導活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>5 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備</p>	事業費の 10 分の 7.75 以内 ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 8.25 以内	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号、29 生畜第 1500 号）</p>	可※	<p>次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合は 500 万円）を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止</p>
18 農業競争力強化農地整備事業（実施計画等策定事業）	<p>1 実施計画策定事業 「農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通達）」の第 2 の 1 の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 の第 2 の 1 の畑地帯総合整備型及び 2 の畑地帯総合整備中山間地域型地域にお</p>	事業費の 10 分の 5 以内 ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 5.5 以内	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号）</p>	可※	<p>次に掲げる事業内容の変更 1 事業主体の変更 2 地区相互間の間接補助金の額の流用 3 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更</p>

	<p>いて、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業</p> <p><b>2 経営体育成促進換地等調整事業</b> 「農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通達）」に基づき行う農地整備事業の予定地区で、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）」に基づき、地区内の農用地地用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めいくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業</p>		<p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通達）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号）</p>		<p>(ア) 工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円）を超える増減 (イ) 工種の新設、変更又は廃止</p>
19 農業競争力強化農地整備事業（農村環境計画策定事業）	<p>農村環境計画の策定のために行うものであって次に掲げる事業</p> <p>1 現況調査 農村環境計画の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査するもの</p> <p>2 農村環境計画の策定 1の結果に基づき、農村環境計画を策定するもの</p>	事業費の10分の5以内	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号）</p>	可※	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 調査地域ごとに事業費の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円）を超える増減</p> <p>2 調査地域の変更</p> <p>3 調査項目の変更又は廃止</p>
20 農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）	<p>水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備を行うものであって次に掲げる事業</p> <p>1 定率助成</p> <p>(1) 農業用排水施設 農業用排水（管農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更及びため池の耐震対策</p> <p>(2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更</p> <p>(3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良</p> <p>(4) 区画整理 農用地の区画形質の変更</p> <p>(5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更</p> <p>(6) 農用地の保全 (1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</p> <p>(7) 調査・調整 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動</p> <p>(8) 指導 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等</p> <p>2 定額助成</p> <p>(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</p> <p>(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</p> <p>(5) 暗渠排水</p>	<p>事業費の10分の6.4以内</p> <p>ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の6.9以内</p> <p>事業費の10分の10以内</p> <p>ただし、国の補助金額を限度とする。</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号）</p>	可	<p>次に掲げる経費の配分の変更</p> <p>1 内容欄に掲げる1 定率助成に要する経費と2 定額助成に要する経費の相互間の流用</p> <p>2 内容欄の1 定率助成のうち(1)から(6)の事業に要する経費の相互間 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が600万円以下の場合は600万円）を超える増減</p>

	<p>吸水渠(本暗渠管)の間隔が 10m以下の暗渠排水の新設</p> <p>(6) 洗水処理 洗水処理のための暗渠管等の新設</p> <p>(7) 末端畠地かんがい施設 末端畠地かんがい施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(8) 土層改良 農用地における土層の改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 反転耕 病害虫発生又はまん延のある農用地における 50cm 以上の反転耕</li> <li>イ 混層耕 病害虫発生又はまん延のある農用地における耕起深 60cm 以上の混層耕</li> <li>ウ 堆肥施用 病害虫発生又はまん延のある農用地への堆肥散布</li> <li>エ 明渠排水 病害虫発生又はまん延のある農用地の周囲における排水溝の新設</li> <li>オ 客土 耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土</li> <li>カ 除礫 30mm 以上の石礫を 5 %以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫</li> </ul> <p>(9) 更新設備 更新する必要がある排水路等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 排水管 土水管から W300H300 以上のコンクリート用水管への更新</li> <li>イ 畦畔 畦畔の更新</li> <li>ウ 排水口 排水口への樹の据付</li> <li>エ 特認事業 その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの</li> </ul> <p>(10) 畑作転換工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 額縁排水溝 農道等からの降雨流入水を遮断する排水溝の新設</li> <li>イ 酸度矯正 酸性の強い水田土壤から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整</li> </ul> <p>(11) 水田貯留機能向上支援 水田貯留機能向上に係る地元調整に関する調査・調整活動</p>				
21 農地中間管理機構関連農地整備事業(農業経営高度化支援事業)	<p>担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理等と一体的に行うもので次に掲げる事業</p> <p>1 指導事業 収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う普及・指導活動</p> <p>2 調査・調整事業 収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調査等調査・調整活動等</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p> <p>4 水田貯留機能向上支援事業 (1) 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため行う普及・指導活動</p>	事業費の 10 分の 9 以内	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱 (昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号)</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号)</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号)</p>	可※	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合は 500 万円)を超える増減</p> <p>2 工種の新設、変更又は廃止</p>

	(2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 5 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備				
22 農地中間管理機構関連農地整備事業(実施計画等策定事業)	1 実施計画策定事業 「農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通達）」に基づき行う農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業	事業費の10分の6.25以内	土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号） 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号） 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号） 経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、地区内の農用地地用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 事業主体の変更 2 地区相互間の間接補助金の額の流用 3 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (ア) 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減 (イ) 工種の新設、変更又は廃止
	2 経営体育成促進換地等調整事業 「農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通達）」に基づき行う農地整備事業の実施が確実に見込まれる地区であって、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）」に基づき、地区内の農用地地用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業				
23 水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業:基幹水利施設保全型)	国営造成施設及び県営造成施設において機能保全計画に基づく用排水施設の対策工事の実施	事業費の10分の6.8以内	水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号）	可	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
2524 水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業:低炭素農業水利システム構築型)	農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって 次に掲げる事業 1 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備 2 用排水施設整備事業を実施するものであって、1の事業と一体的に実施するもの	事業費の10分の6.4以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては 10分の6.9以内	土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号） 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号） 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号）	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
25 水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業:洪水調節機能強化型)	1 (洪水対策型) 農業用排水施設整備、堆砂対策又は緊急水管理システム整備のうち1以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの。 2 (流域治水推進型) 用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの。	事業費の10分の6.9以内	水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号）	可	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
26 水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業:簡易整備型)	水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備であって次に掲げる事業 1 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更 2 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用用排水施設に付帯する施設の整備	事業費の10分の6.4以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては 10分の6.9以内	土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号） 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号） 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号）	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止

27 水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業:農業経営高度化支援事業、畠地帯総合整備事業:農業経営高度化支援事業)	<p>高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畠地化・汎用化(高収益作物導入促進型)、畠地帯における総合的な整備(畠地帯総合整備型、畠地帯総合整備中山間地域型)、農地集積・集約化に資するパイプライン化、水管理の省力化を促進(農地集積促進型)と一体的に行うものであって次に掲げる事業</p> <p>1 高度土地利用調整事業            (1) 指導事業            水利用・土地利用調整及び農用地の利用集積や高収益作物への転換を推進するため行う普及・指導活動            (2) 調査・調整事業            関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>2 農業経営高度化促進事業            (1) 産地形成促進事業            高収益作物の導入・促進に向けた支援            (2) 中心経営体農地集積促進事業            中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業            営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動            生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p>	<p>事業費の10分の7.75以内            ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の8.25以内</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号)            水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号)            水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号)</p>	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
28 水利施設等保全高度化事業(実施計画策定事業)	<p>施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を行うものであって次に掲げる事業</p> <p>1 水利用調整事業            水利用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等            小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整</p> <p>2 水利用高度化推進事業            地域用水機能等を維持・増進する活動支援等</p> <p>3 施設計画策定事業            整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等            小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査</p> <p>4 機能保全計画策定事業            農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定</p>	<p>事業費の10分の5以内            ただし、施設計画策定事業、機能保全計画策定事業にあっては10分の10以内</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号)            水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号)            水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号)</p>	否	次に掲げる事業内容の変更 1 調査地域ごとに事業費の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減 2 調査地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止
29 基幹水利施設管理事業	<p>市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高いダム、頭首工、揚水機場、排水機場又は排水樋門について管理を行う事業</p>	<p>事業費の10分の6以内</p>	<p>土地改良関係施設補助金交付要綱(昭和31年7月28日付け31農地第3543号)            基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日8構改A第595号)            基幹水利施設管理事業実施要領(平成8年7月31日8構改A第596号)</p>	可※	
30 中山間地域農業農村総合整備事業(実施計画等策定事業)	<p>1 実施計画等策定事業            「中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2707号農林水産事務次官依命通達)」に基づき行う事業に必要な実施計画や換地計画策定のための調査、調整等を行う事業</p>	<p>事業費の10分の5.5以内</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号)            中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2707号)            中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和2年3月31日付け元農振第2792号)</p>	否	次に掲げる事業内容の変更 1 調査地域ごとに事業費の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減 2 調査地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止

	<p>2 経営体育成促進換地等調整事業 「中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2707号農林水産事務次官依命通達）」に基づき行う農地整備事業の実施が確実に見込まれる地区であって、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）」に基づき、地区内の農用地地用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業</p>	事業費の10分の5.5以内	土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号） 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2707号） 経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号）	否	次に掲げる事業内容の変更 1 調査地域ごとに事業費の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減 2 調査地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止
31 中山間地域所得向上支援事業	<p>所得向上計画の策定、水田の畑地化等の基盤整備等を総合的に実施するために行う次に掲げる事業</p> <p>1 所得向上計画推進事業</p> <p>(1) 計画策定に係る調査・調整 所得向上計画の策定及び支援に係る調査・調整等</p> <p>(2) 施設等整備計画の策定 整備事業の策定に係る実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計、関係計画の策定等</p> <p>(3) マーケティング調査 農産物の需給動向や消費者ニーズの把握等</p> <p>(4) 農産物の販売戦略の策定 販売柵に係る調査、販売方法等に関する検討等</p> <p>2 基盤整備事業（定率助成）</p> <p>(1) 農業用排水施設 農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更</p> <p>(3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良</p> <p>(4) 区画整理 農用地の区画形質の変更</p> <p>(5) 農作業道 農作業道・進入路等の新設、変更</p> <p>(6) 農地造成 農用地の造成</p> <p>(7) 農用地の保全</p> <p>(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</p> <p>(8) 営農環境整備支援 用地整備、営農飲雜用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>(9) 管理省力化支援 水管管理労力省力化、維持管理労力省力化</p> <p>(10) 品質向上支援 導入作物に応じた支援、情報化施工の活用</p> <p>(11) 条件改善促進支援 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修</p> <p>(12) 指導 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等</p> <p>3 基盤整備事業（定額助成）</p> <p>(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） 畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p>	<p>事業費の10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。</p> <p>事業費の10分の6.4以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の6.9以内</p> <p>事業費の10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。</p>	<p>中山間地域所得向支援事業交付金交付要綱（平成28年10月11日付け28農振第1355号） 中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号） 中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号、28農振第1337号）</p>	可	

	<p>(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</p> <p>(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</p> <p>(5) 暗渠排水 吸水渠(本暗渠管)の間隔が 10m以下の暗渠排水の新設</p> <p>(6) 湧水処理 湧水処理のための暗渠管等の新設</p> <p>(7) 末端畠地かんがい施設 末端畠地かんがい施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(8) 客土 耕土深 15 cm以下の農用地を対象に、層厚 10 cm以上の客土</p> <p>(9) 除礫 30 mm以上の石礫を 5 %以上含む農用地を対象に、深度 30 cm以上の除礫</p> <p>(10) 更新整備            ア 用水路 土水路からW300H300 以上のコンクリート用水路への更新            イ 排水路 土水路からW500H500 以上のコンクリート排水路への更新            ウ 農作業道 未舗装道路から幅 4 m以上の舗装道への更新            エ 特認事業 その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの</p> <p>(11) 条件改善推進費 権利関係(水利権等)・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、先進的省力化技術導入</p>				
32 農地耕作条件改善事業	<p>地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備を実施し、農業競争力の強化を図るために次に掲げる事業</p> <p>1 定率助成</p> <p>(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更及びため池の耐震対策</p> <p>(2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更</p> <p>(3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良、排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入</p> <p>(4) 区画整理 農用地の区画形質の変更</p> <p>(5) 農作業道 農作業道・進入路等の新設、変更</p> <p>(6) 農地造成 農用地の造成(水田の畠地化等)</p> <p>(7) 農用地の保全 (1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</p> <p>(8) 営農環境整備支援 用地造成、営農飲雜用水施設、安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>(9) スマート農業導入支援 先進的営農技術の実装</p>	<p>(1)～(7)の事業にあっては、事業費の 10 分の 6.5 以内 ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 6.9 以内 (8)～(19)の事業にあっては、事業費の 10 分の 5.0 以内 ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 5.5 以内 (12)の事業のうち、長野県土地改良長期計画 に位置付けられた主要事業については 10 分の 6.5 以内 ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 6.9 以内 (20)及び(22)の事業にあっては、事業費の 10 分の 10 以内 ただし、国の補助金額を限度とする。 (21)の事業にあっては、事業費の 10 分の 7.5 以内 ただし、付表 1 に掲げるものにあっては 10 分の 7.75 以内</p>	<p>農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号) 農地耕作条件改善事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号) 農地耕作条件改善事業実施要領(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号)</p>	可	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 計画相互間の経費の額の流用</p> <p>2 交付事業者の名称変更</p> <p>3 地域内農地集積型から高収益作物転換型への事業の変更</p>

<p>ア GNSS基地局整備 GNSS基地局の新設・更新</p> <p>イ 先進的省力化技術導入支援 アと一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入</p> <p>ウ 調査・調整、実施計画策定支援 アを実施するための権利調整、調査設計、事務手續等の支援</p> <p>(10)小規模園地整備 果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備</p> <p>ア 盛土 水田から果樹園及び茶園への転換等のための盛土</p> <p>イ 園内道 園内道の整備</p> <p>ウ その他 排水対策（明渠・暗渠）や傾斜の緩和 等</p> <p>(11)粗放的農地利用整備 用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等</p> <p>(12)管理省力化支援 水管理の省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入</p> <p>(13)品質向上支援 導入作物に応じた支援、情報化施工の活用</p> <p>(14)条件改善促進支援 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修</p> <p>(15)高収益作物導入支援 実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備</p> <p>(16)高付加価値農業施設支援 高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援</p> <p>(17)機械作業体系導入支援 果樹園及び茶園における機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等）</p> <p>(18)労働生産性向上技術導入支援 園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入</p> <p>(19)指導 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等</p> <p>(20)農地整備・集約推進費 要件を満たした未整備農地の整備に対し、推進費を交付</p> <p>(21)高収益作物導入促進費 ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付</p> <p>(22)高収益作物導入推進費 事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、推進費を交付</p>			
<p>2 定額助成</p> <p>(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大</p> <p>(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</p> <p>(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</p>	<p>事業費の 10 分の 10 以内 ただし、国の補助金額を限度とする。</p>		

<p>(5) 暗渠排水 吸水渠(本暗渠管)の間隔が 10m以下の暗渠排水の新設</p> <p>(6) 湧水処理 湧水処理のための暗渠管等の新設</p> <p>(7) 末端畠地かんがい施設 末端畠地かんがい施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(8) 土層改良 農用地における土層の改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 反転耕 病害虫発生又はまん延のある農用地における 50cm 以上の反転耕</li> <li>イ 混層耕 病害虫発生又はまん延のある農用地における耕起深 60cm 以上の混層耕</li> <li>ウ 堆肥施用 病害虫発生又はまん延のある農用地への堆肥散布</li> <li>エ 明渠排水 病害虫発生又はまん延のある農用地の周囲における排水溝の新設</li> <li>オ 客土 耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土</li> <li>カ 除礫 30mm 以上の石礫を 5 %以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫</li> </ul> <p>(9) 更新整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 用水路 土水路からW300H300 以上のコンクリート用水路への更新</li> <li>イ 排水路 土水路からW500H500 以上のコンクリート排水路への更新</li> <li>ウ 農作業道 未舗装道路から幅 4 m 以上の舗装道への更新</li> <li>エ 畦畔 畦畔の更新</li> <li>オ 排水口 排水口への栓の据付</li> <li>カ 特認事業 その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの</li> </ul> <p>(10) 畑作転換工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 額縁排水溝 農用地の周囲における排水溝の新設</li> <li>イ 酸度矯正 土水路からW500H500 以上のコンクリート排水路への更新 酸性の強い水田土壤から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整</li> </ul> <p>(11) 条件改善推進費 権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合</p> <p>(12) 高収益作物転換推進費 高収益作物転換プラン作成、営農定着推進、専門家による技術的な指導・助言</p> <p>(13) 新植・改植支援 果樹園及び茶園における新植・改植</p> <p>(14) 幼木管理支援 果樹園及び茶園における新植・改植後の未収益期間の幼木管理</p> <p>(15) 経営継続発展支援</p>			
--	--	--	--

	<p>果樹園及び茶園における新植・改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進</p> <p>ア 大苗の育成支援 早期成園化のための大苗の育苗</p> <p>イ 代替農地での営農支援 経営の継続のための代替農地での営農</p> <p>ウ 省力技術研修支援 経営の発展のための技術研修</p> <p>(16)園芸作物モデル産地形成支援 産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、GAP・トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組</p>				
33 農地耕作条件改善事業(実施計画等策定事業)	<p>経営体育成促進換地等調整事業 「農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)」に基づき行う農地整備事業の実施が確実に見込まれる地区であつて、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知)」に基づき、地区内の農用地地用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業</p>	<p>事業費の10分の6.4以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の6.9以内 農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型は事業費の10分の6.5以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の6.9以内 流域治水対策は事業費の10分の7.1以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の7.6以内</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号) 農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知) 経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号)</p>	否	<p>次に掲げる事業内容の変更 1 調査地域ごとに事業費の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減 2 調査地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止</p>
34 畑作等促進整備事業	<p>畑作物・園芸作物の生産拡大を推進するため、水田の畑地化や畠地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援するために行う次に掲げる事業</p> <p>1 定額助成 (1) ほ場の区画拡大 畦畔除去、均平作業等による区画拡大 (2) 暗渠排水 吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設 (3) 洪水処理 洪水処理のための暗渠管等の新設 (4) 末端畠地かんがい施設 末端畠地かんがい施設の新設、廃止又は変更 (5) 土層改良 農用地における土層の改良 (6) 更新整備 更新する必要がある用水路等の整備 (7) 畑作転換工 農道等からの降雨流水を遮断する排水溝の新設、酸性の強い水田土壤から小麦・大豆の作付けに適した酸度への調整 (8) 条件改善推進費 権利関係等に関する調査・調整、実施計画の策定、調査・測量・設計・関連計画の策定、農業機械リースや先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援 (9) 高収益作物転換推進費 高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援、営農定着の促進に当たって必要となる支援、専門家による基盤整備に係る技術的な指導・助言を受けるために当たって必要となる支援 (10)新植・改植支援 果樹園及び茶園における新植・改植 (11)幼木管理支援 果樹園及び茶園における新植・改植後の未収益期間の幼木管理</p>	<p>事業費の10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。</p>	<p>畑作等促進整備事業交付金交付等要綱(令和5年4月1日付け4農振第3102号) 畑作等促進整備事業実施要領(令和5年4月1日付け4農振第3103号)</p>	可	<p>次に掲げる事業内容の変更 1 総事業費の20パーセント以上の変動 2 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動 3 事業実施期間の変更 4 計画の目標の変更</p>

	<p>(12) 経営継続発展支援 果樹園及び茶園における新植・改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進</p> <p>(13) 園芸作物モデル産地形成支援 産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、GAP・トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組</p> <p>(14) 産地形成支援事業 水田における畑作物等への転換に向けた支援</p>		
2 定率助成	<p>(1) 農業用排水施設 農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更</p> <p>(3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良、排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入</p> <p>(4) 区画整理 農用地の区画形質の変更</p> <p>(5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更</p> <p>(6) 農地造成 農用地の造成</p> <p>(7) 農用地の保全 (1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</p> <p>(8) 営農環境整備支援 用地造成、営農飲食用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>(9) スマート農業導入支援 先進的営農技術の実装</p> <p>(10) 小規模園地整備 果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備</p> <p>(11) 粗放的農地利用整備 用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等</p> <p>(12) 管理省力化支援 水管理労力省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入</p> <p>(13) 品質向上支援 導入作物に応じた支援、情報化施工の活用</p> <p>(14) 条件改善促進支援 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修</p> <p>(15) 高収益作物導入支援 実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備</p> <p>(16) 高付加価値農業施設支援 高付加価値農業施設の設置及び関連設備の設置・撤去に関する支援</p> <p>(17) 機械作業体系導入支援 果樹園及び茶園における機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等）</p> <p>(18) 労働生産性向上技術導入支援 園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入</p> <p>(19) 指導 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等</p>	<p>(1)～(7)の事業にあっては、事業費の10分の6.5以内 ただし付表1に掲げるものにあっては、10分の6.9以内</p> <p>(8)～(19)の事業にあっては、事業費の10分の5.0以内 ただし付表1に掲げるものにあっては、10分の5.5以内</p> <p>※(12)の事業のうち、長野県土地改良長期計画に位置付けられた主要事業については、10分の6.4以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては、10分の6.9以内</p>	

35 農村整備事業	1 農業集落排水施設整備事業 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う事業	事業費の 10 分の 5 以内	土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号） 農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号） 農村整備事業実施要領（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2737 号）	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 事業主体の変更 2 地区相互間の補助金の額の流用 3 工種別の事業量の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合は 500 万円）を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止
	2 計画策定等事業 農村整備事業実施要綱第 5 の農村インフラ整備計画で示す検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う事業	事業費の 10 分の 10 以内 ただし、国の補助金額を限度とする。			次に掲げる事業内容の変更 1 調査地域ごとに事業費の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合は 400 万円）を超える増減 2 調査地域の変更 3 調査項目の変更又は廃止
36 団体営農村地域防災減災事業（調査計画事業）	1 農村地域防災減災総合計画策定等 (1) 農村地域防災減災総合計画等策定 地域・施設の諸条件についての調査及び「農村地域防災減災推進計画書」の策定 (2) 安全度評価 農業用施設等の機能診断等の調査及び「農村灾害対策整備計画」の作成 (3) 防災情報管理システム整備計画策定 地域・農業用施設の諸条件についての調査及び「防災情報管理システム整備計画」の作成 (4) 地域危機管理整備計画策定 地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域の設定及び「地域危機管理整備計画」の作成 (5) 地域排水機能強化計画策定 地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査及び「地域排水機能強化計画」の策定 2 ため池緊急防災対策情報整備 人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用ため池の調査及びため池に係る諸元等の詳細情報の整備	事業費の 10 分の 10 以内 ただし、国の補助金額を限度とする。	農地防災事業等補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 30 日付け 31 農地第 4122 号） 農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号） 農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号）	否	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合は 400 万円）を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
37 団体営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）	1 ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修等 (2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合等に早急に整備をするため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備等 (3) 長寿命化型 施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事 2 實施計画策定等 (1) 實施計画策定 ハード事業に係る施設の諸条件についての調査及び当該事業に必要な実施計画の策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性の調査及び「耐震化対策整備計画」の策定 (3) 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査、施設長寿命化計画の策定 (4) ため池群調査計画策定	1 の(1)の事業にあっては事業費の 10 分の 7.1 以内 ただし、付表 2 に掲げるものにあっては 10 分の 7.6 以内 1 の(2)及び(3)の事業にあっては事業費の 10 分の 6.8 以内 ただし、付表 2 に掲げるものにあっては 10 分の 7.3 以内  2 の事業にあっては 10 分の 10 以内 ただし、国の補助金額を限度とする。	農地防災事業等補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 30 日付け 31 農地第 4122 号） 農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号） 農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号）	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合は 400 万円）を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止

	ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査及び農用地災害防止ため池整備計画の策定				
38 団体営農村 地域防災減災 事業(用排水施 設等整備事業)	1 用排水施設整備事業 (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、 樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設 (2) 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設 の災害を防止するために行う擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備(土砂崩壊防止工事) 2 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 ハード事業に係る施設の諸条件についての調査及び当該事業に必要な実施計画 の策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性の調査及び「耐震化 対策整備計画」の策定 (3) 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査、施設長寿命化計画の策定	事業費の10分の6.8以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.3以内  2の事業にあっては10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。	農地防災事業等補助金交付要綱(昭 和31年8月30日付け31農地第 4122号) 農村地域防災減災事業実施要綱(平 成25年2月26日付け24農振第 2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平 成25年2月26日付け24農振第 2118号)	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセント に相当する額が400万円以下の場合は400万円) を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
39 団体営農村 地域防災減災 事業(地域防災 機能増進事業)	1 土地改良施設豪雨対策事業 土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修 2 土地改良施設耐震対策事業 土地改良施設の耐震改修 3 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 ハード事業に係る施設の諸条件についての調査及び当該事業に必要な実施計画 の策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性の調査及び「耐震化 対策整備計画」の策定	事業費の10分の7.1以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.6以内  3の事業にあっては10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。	農地防災事業等補助金交付要綱(昭 和31年8月30日付け31農地第 4122号) 農村地域防災減災事業実施要綱(平 成25年2月26日付け24農振第 2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平 成25年2月26日付け24農振第 2118号)	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセント に相当する額が400万円以下の場合は400万円) を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
40 団体営農村 地域防災減災 事業(農業用河 川工作物応急 対策事業)	1 農業用河川工作物応急対策事業 農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等)の整備補強、撤去等 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業 農業用道路横断工作物の耐震補強整備 3 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 ハード事業に係る施設の諸条件についての調査及び当該事業に必要な実施計画 の策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性の調査及び「耐震化 対策整備計画」の策定	事業費の10分の9.7以内  3の事業にあっては10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。	農地防災事業等補助金交付要綱(昭 和31年8月30日付け31農地第 4122号) 農村地域防災減災事業実施要綱(平 成25年2月26日付け24農振第 2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平 成25年2月26日付け24農振第 2118号)	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセント に相当する額が400万円以下の場合は400万円) を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
41 団体営農村 地域防災減災 事業(特定農業 用管水路等特 別対策事業)	1 特定農業用管水路等特別対策事業 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去等 2 ハード事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定	事業費の10分の6.8以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.3以内  2の事業にあっては10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。	農地防災事業等補助金交付要綱(昭 和31年8月30日付け31農地第 4122号) 農村地域防災減災事業実施要綱(平 成25年2月26日付け24農振第 2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平 成25年2月26日付け24農振第 2118号)	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセント に相当する額が400万円以下の場合は400万円) を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
42 団体営農村 地域防災減災 事業(ため池緊 急的な防災対策	1 監視・管理体制の強化 災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等 2 緊急的な防災対策	事業費の10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。	農地防災事業等補助金交付要綱(昭 和31年8月30日付け31農地第 4122号)	否	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセント に相当する額が400万円以下の場合は400万円) を超える増減

急防災環境整備事業)	ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に応するための排水ポンプの設置等 3 地域防災上のリスク除去 ため池の統廃合及び代替水源の確保 4 ハード整備の着手促進 ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等 5 実施計画策定 事業に係る施設の諸条件についての調査及び実施計画の策定	4の事業にあっては10分の6.8以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.3以内	農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号)		2 工種の新設、変更又は廃止
43 団体営農村地域防災減災事業(地すべり関連事業	地すべりによる被害を除去し、又は軽減するために行う次に掲げる事業 1 かんがい排水施設及びため池の整備 2 区画整理 3 暗渠排水 4 農道の整備 (1) 土地の傾斜度が15度未満 (2) 土地の傾斜度が15度以上	事業費の10分の7.5以内 事業費の10分の6.5以内 事業費の10分の6.5以内 事業費の10分の7以内 事業費の10分の7.5以内	農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号) 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号)	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
44 団体営農村地域防災減災事業(農業水利施設危機管理対策事業)	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	事業費の10分の6.8以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.3以内	農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号) 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号)	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止
45 団体営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)	1 ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止その他洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 (2) 一般整備型 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合等に早急に整備をする防災重点農業用ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備等 2 実施計画策定等 (1) 劣化状況評価 劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価 (2) 豪雨耐性評価 豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価 (3) 地震耐性評価 地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価 (4) ため池緊急防災対策情報整備 計画的に防災対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備 (5) 実施計画策定 ハード事業に係る施設の諸条件についての調査及び当該事業に必要な実施計画の策定 (6) ため池群調査計画策定	1の(1)の事業にあっては事業費の10分の7.1以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.6以内 1の(2)の事業にあっては事業費の10分の6.8以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.3以内 2の(1)から(6)の事業にあっては10分の10以内 ただし、国補助金額を限度とする。 2の(7)の事業にあっては10分の6.8以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.3以内 3及び4の事業にあっては10分の10以内 ただし、国補助金額を限度とする。	農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号) 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号)	可※	次に掲げる事業内容の変更 1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減 2 工種の新設、変更又は廃止

	<p>防災重点農業用ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査及び整備計画策定に必要な調査等</p> <p>(7) ハード整備の着手促進 ハード整備に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等</p> <p>3 監視・管理体制の強化 災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等</p> <p>4 緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調節のための水位低下、緊急時に応じるための排水ポンプの設置等</p> <p>5 安全施設の整備 防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るために、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備</p>	<p>5の事業にあっては10分の6.8以内 ただし、付表2に掲げるものにあっては 10分の7.3以内</p>			
46 団体営農村地域防災減災事業(ため池洪水調節機能強化事業)	<p>1 洪水調節機能の付与・増進 洪水調節機能の付与・増進のために必要なため池の改修及び附帯施設の整備</p> <p>2 低水位管理に必要な整備 ため池の低水位管理を行うために必要なため池の改修及び洪水吐きの切り欠き等の整備</p> <p>3 洪水調節容量の活用に必要な整備 利水の用途を廃止するため池の洪水調節容量の活用に必要な改修及び附帯施設の整備</p> <p>4 實施計画策定 事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定</p>	<p>1から3の事業にあっては10分の7.1以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては 10分の7.6以内 4の事業にあっては10分の10以内ただし、国の補助員額を限度とする。</p>	<p>農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号) 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号) 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号)</p>	可※	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減</p> <p>2 工種の新設、変更又は廃止</p>
47 土地改良施設突発事故復旧事業	<p>土地改良施設において突発事故により機能が低下又は喪失した場合に行う復旧事業</p> <p>1 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</p> <p>2 機能回復を行う復旧工事 施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置</p> <p>3 緊急応急工事 前二項に掲げるもののうち、関東地方農政局長等が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの</p>	<p>事業費の10分の7.1以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては 10分の7.6以内</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号) 土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号) 土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2309号)</p>	否	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減</p> <p>2 工種の新設、変更又は廃止</p>
48 災害復旧事業	<p>1 災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。)の適用を受ける農地又は農業用施設の災害復旧事業</p> <p>2 災害関連事業 1に併せて行う再度災害防止に必要な事業又は1と同一の災害により被災した農村生活環境施設の復旧事業 (1) 農業用施設災害関連事業 農業用施設の災害復旧事業に併せ、再度災害防止のため行う事業 (2) ため池災害関連特別対策事業 被災ため池の災害復旧事業に併せ、再度災害防止のため、被災ため池と一連の地域にあり、緊急に対策が必要なため池の整備</p>	<p>農地に係るものにあっては事業費の10分の5以内 農業用施設に係るものにあっては事業費の10分の6.5以内 ただし、暫定法第3条第3項、第3条の2第1項又は激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)第5条の規定による高率補助の対象となるものにあっては、当該補助率</p> <p>事業費の10分の5以内 ただし、激甚法第5条の規定による高率補助の対象となるものにあっては、当該補助率</p>	<p>農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱(平成12年4月1日付け12構改D第284号)</p>	可	<p>箇所ごとに、次に掲げる変更</p> <p>1 工種の全部若しくは一部の変更又は廃止</p> <p>2 工種別の事業量の30パーセントを超える増減</p> <p>3 工種別の工事費が30パーセントに相当する額を超える増減であって、かつ、当該増減の額が300万円を超えるもの</p>
			<p>農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号) 農業用施設災害関連事業の実施について(昭和40年9月10日付け40農地D第1129号)</p>	可	<p>次に掲げる事業内容の変更</p> <p>1 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減</p> <p>2 工種の新設、変更又は廃止</p>

	<p>(3) 農地災害関連区画整備事業 再度災害を防止するため、災害復旧事業と併せ、隣接する農地等を含め一体的に行う区画形質の変更</p> <p>(4) 災害関連農村生活環境施設復旧事業 災害を受けた農村生活環境施設の復旧事業</p>		<p>ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号）</p> <p>農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年5月29日付け元構改D第347号）</p> <p>災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号）</p>		
	<p>3 査定設計委託費 激甚法第2条の規定により指定された災害等において、1に必要な災害復旧事業補助計画概要書を作成するに要した経費（調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費）で、国の補助金交付要綱の要件を満たすもの</p>	補助対象経費の10分の5以内	<p>農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）（昭和53年3月3日付け53構D第116号）</p>	—	
49 農業水路等長寿命化・防災減災事業	<p>1 長寿命化対策 (1)長寿命化対策 長寿命化対策に資する農業用用排水施設等の整備 ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査</p> <p>2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用用排水施設等の整備 ア ため池整備 (ア)豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮 (イ)耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修 (ウ)築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備 イ 滞水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用用排水施設整備 (ア)築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用用排水施設の新設、変更若しくは附帯施設の整備 (イ)他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用用排水施設の新設又は変更 (ウ)地震による被害が生じた場合に、施設周辺地域への影響が大きい農業用用排水施設の耐震改修 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 施設撤去・廃止 ケ 水質保全対策 コ 利活用保全 サ 機能保全計画策定等</p>	<p>事業費の10分の6.4以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の6.9以内</p> <p>イからオの事業にあっては、10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。 (上限1地区当たり1,000万円)</p> <p>事業費の10分の6.8以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の7.3以内 (1)ア(ア)、ア(イ)、エ(ウ)、ク及びケの事業にあっては、10分の7.1以内 ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の7.6以内 (1)キの事業にあっては10分の9.7以内 (1)コからシの事業にあっては、10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。</p> <p>(3)の事業にあっては、10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。</p> <p>(4)ア、イ、ウの事業にあっては、10分の7.1以内ただし、付表1に掲げるものにあっては10分の7.6以内 (4)エの事業にあっては、10分の10以内 ただし、国の補助金額を限度とする。</p>	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号） 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号） 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号）</p>	可	



	農業農村の活性化を図るための市民農園、体験農園及び学習農園等の基盤整備事業であって、受益面積がおおむね 0.2 ヘクタール以上のもの			
12	集落防災安全施設整備事業 農業集落の防災と安全を図るために必要な施設の整備事業であって、総事業費が 1,000 万円未満のもの	事業費の 10 分の 4 以内	否	
13	荒廃農地利活用事業 荒廃農地又は荒廃化するおそれがある農地を有効に利活用するために必要な整備事業であって、受益面積がおおむね 0.2 ヘクタール以上のもの	事業費の 10 分の 4 以内	否	
14	農業資産保全活用施設整備事業 農業資産を保全し、観光資源として活用するために行う基盤整備事業	事業費の 10 分の 4 以内	否	
15	老朽ため池整備事業 老朽化による決壊又は漏水のあるかんがい用ため池の堤体の補強又は附帯施設の改修等であって、次のいずれかに該当するもの (1) 堤高が 5 メートル未満であり、かつ、貯水量が 3 万立方メートル未満のもの (2) 堤高が 5 メートル以上又は貯水量が 3 万立方メートル以上であり、かつ、総事業費がおおむね 800 万円未満のもの	事業費の 10 分の 4 以内	否	
16	土砂崩かい防止事業 風水害等により土砂崩かいの危険の生じた箇所において農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留、石積、擁壁、砂防ダム、水路等の施設の新設又は改修であって、総事業費がおおむね 800 万円未満のもの	事業費の 10 分の 4 以内	否	
17	土壤保全事業 急傾斜地帯における土壤の侵食崩かいを防止するために行うテラス工、承水路工等であって、受益面積がおおむね 3 ヘクタール以上のもの	事業費の 10 分の 4 以内	否	
18	特認事業 農業生産基盤の整備事業であって、知事が特に必要と認めたもの	事業費の 10 分の 4 以内	否	
51	県単中山間地域活性化基盤整備事業	事業費の 10 分の 6 以内	否	
	1 総合整備事業 中山間地域特別農業農村対策事業補助金交付要綱(昭和 48 年長野県告示第 488 号) 第 2 に規定する地域(以下「特別農山村等」という。)において、市町村が作成した中山間地域特別農業農村対策計画に基づいて行う総合整備事業であって、次に掲げる事業を 2 以上実施するもの。ただし(1)のアからエまでに掲げる事業のうち 1 以上の事業(受益面積の合計が 2 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満のものに限る。)を含むものであること。 (1) 農業生産基盤整備 ア 農業用排水施設整備事業 農業用排水施設の新設、管理、変更、補修又は廃止 イ 農道整備事業 農道の新設、改良又は補修 ウ ほ場整備事業 農用地等のほ場整備及びこれと一体として行う他の工事 エ 小団地農地造成事業 農用地又は草地の造成 オ 農用地集団化事業 農用地につき行う農用地の集団化事業(換地計画決定、確定測量及び交換分合) (2) 農村生活環境整備 ア 農業集落道整備事業 農業集落道の新設、改良又は補修 イ 農業集落内排水路整備事業 農業集落内の排水路整備 ウ 水環境整備事業 農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に行う生活環境の整備			

エ 用地整備事業 農村地域の生産・生活環境の改善及び地域の活性化に資するための用地整備 オ 営農飲雜用水施設整備事業 営農飲雜用水施設の整備 カ 農村公園整備 農村地域における生活環境の整備を図るために行う農村公園の基盤整備 キ 市民農園等基盤整備事業 農業農村の活性化を図るための市民農園等の基盤整備				
(3) 農地農村保全 ア 集落防災安全施設整備事業 農業集落内の防災と安全を図るために必要な施設の整備 イ 荒廃農地利活用事業 荒廃農地又は荒廃化するおそれのある農地を有効に活用するために必要な整備 (4) 特認事業				
2 農業用排水施設整備事業 特別農山村等における農業用排水施設の新設、管理、変更、補修又は廃止であつて、受益面積がおおむね3ヘクタール以上のもの	事業費の10分の6以内		否	
3 ほ場整備事業 特別農山村等におけるほ場整備事業であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの	事業費の10分の6以内		否	
4 小団地農地造成事業 特別農山村等における小団地の農地造成事業であつて、1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの	事業費の10分の6以内		否	
5 農用地集団化事業 特別農山村等における農用地の集団化及び流動化事業の一環として行う換地計画決定、確定測量又は交換分合であつて、1地区おおむね0.2ヘクタール以上のもの	事業費の10分の6以内		否	
6 集落防災安全施設整備事業 特別農山村等における農業集落の防災と安全を図るために必要な施設の整備事業であつて、総事業費が1,000万円未満のもの	事業費の10分の6以内		否	
7 荒廃農地利活用事業 特別農山村等における荒廃農地又は荒廃化するおそれがある農地を有効に利活用するために必要な整備事業であつて、受益面積がおおむね0.2ヘクタール以上のもの	事業費の10分の6以内		否	
8 農業資産保全活用施設整備事業 農業資産を保全し、観光資源として活用するために行う基盤整備事業	事業費の10分の6以内		否	
9 老朽ため池整備事業 特別農山村等における老朽化による決壊又は漏水のおそれのあるかんがい用ため池の堤体の補強又は附帯施設の改修等であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 堤高が5メートル未満であり、かつ、貯水量が3万立方メートル未満のもの (2) 堤高が5メートル以上又は貯水量が3万立方メートル以上であり、かつ、総事業費がおおむね800万円未満のもの	事業費の10分の6以内		否	
10 土砂崩かい防止事業 特別農山村等における風水害等により土砂崩かいの危険の生じた箇所において農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留、石積、擁壁、砂防ダム、水路等の施設の新設又は改修であつて、総事業費がおおむね800万円未満のもの	事業費の10分の6以内		否	
11 土壤保全事業 特別農山村等における急傾斜地帯において土壤の侵食崩かいを防止するために行うテラス工、承水路工等であつて、受益面積がおおむね3ヘクタール以上のもの	事業費の10分の6以内		否	
12 特認事業 特別農山村等における農業生産基盤の整備のため、知事が特に必要と認めたもの	事業費の10分の6以内		否	

52 ふるさと信州棚田支援事業	棚田地域（地形勾配が1／20以上の農地が団地の半分以上を占める地域）において実施する次の各号に掲げる活動 (1) 計画作成、PR活動 (2) 棚田保全活動 (3) 保全団体設立に向けた取組 (4) 交流活動の実施	事業費の10分の5以内(上限は協議会80万円、活動団体30万円) ただし、1棚田について3団体以上の活動団体から応募があり、要望金額の合計が80万円を超えた場合の各活動団体の支援金額は80万円を活動団体数で除した額以内とする。 このうち遊休農地の再生については、事業費と同額(上限は協議会80万円、活動団体30万円)		否	次に掲げる事業内容の変更 1 事業内容の著しい変更 2 事業費の減 3 事業の中止
53 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)	計画策定事業 (1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討 (2) (1)の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査(調査に必要な機器の設置を含む) (3) 専門家の派遣、ワークショップ (4) 整備計画の策定	事業費の10分の10以内 ただし、国の交付金額を限度とする。	農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号) 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)実施要領(令和3年4月1日付け2農振第3729号)	可	次の各号に掲げる変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止
54 電気料金高騰対策土地改良区支援事業	土地改良区及び土地改良区連合が令和4年4月から令和4年12月までに、農業水利施設等の土地改良施設に使用した電気料金のうち、異常な高騰分に対し補助金を交付	定額(1/2以内)		可	

※公益上真にやむを得ない理由により必要がある場合に限る。(土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて: R6.4.1 農振局長通知、土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について: 同日農振局整備部)(付表1) (要綱別表第1関係)

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号) 第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域(※)、特定農山村地域、急傾斜地帯及び棚田地域振興法(令和元年度法律第42号) 第7条第1項の規定により指定された指定棚田地域において行うもの

#### (付表2) (要綱別表第1関係)

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号) 第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域(※)、特定農山村地域、急傾斜地帯及び棚田地域振興法(令和元年度法律第42号) 第7条第1項の規定により指定された指定棚田地域を含む市町村において行うもの

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号) 第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

(別表第2) (要綱第9、第10関係)

区分	確認項目	種類	完了確認において確認する書類等	出来高確認において確認する書類等
(1)	事業の履行を証する証拠書類の有無	工事	予算書の写し	
			現金の出納に関する帳簿	
			経費の整理に関する帳簿	
			負担金又は賦課の徴収を証する書類	
			出面を証する書類	
			工事用資材等の検収及び受払を証する帳簿	
			工事日誌	
			出来高を証する帳簿	出来高を証する帳簿（出来高（型）設計書等）
			工事の施工状況を示す写真	
		業務	その他工事の施工を証する書類及び写真	
			予算書の写し	
			現金の出納に関する帳簿	
			経費の整理に関する帳簿	
			成果品、納入品又はこれらの写真	
			その他契約の履行を証する書類及び写真	
(2)	実際に取引された事実を示す証拠書類の有無	共通	補助事業者から請負業者又は受託業者への支払に係る支出命令書等	
(3)	補助事業者により行われた完了検査等を示す書類の有無		賃金、需用費、使用料及び賃借料等の支払に係る支出命令書等	
			補助事業者が行った請負契約、委託契約等の検査調書又は給付完了調書	補助事業者が行った請負契約、委託契約等の出来高検査の調書又は給付完了調書

(注) 1 発注工事又は業務ごとに「完了確認において確認する書類等」を確認すること。

2 業務は、「建設工事に係る業務」及び「その他の業務」をいうものであること。